

3 新幹線鉄道騒音

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環告46号)

ア 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

- ① 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 70デシベル以下 |
| II | 75デシベル以下 |

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- ② ①の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- ④ 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
 - ⑤ 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
 - ⑥ 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
 - ⑦ 評価は、④のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
 - ⑧ 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- ③ ①の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

イ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

| 新幹線鉄道の沿線区域の区分 | | 達成目標期間 | | |
|---------------|--------------------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 既設新幹線鉄道に係る期間 | 工事中新幹線鉄道に係る期間 | 新設新幹線鉄道に係る期間 |
| a | 80デシベル以上の区域 | 3年以内 | 開業時に直ちに | 開業時に直ちに |
| b | 75デシベルを超え | イ 7年以内 | 開業時から | |
| | 80デシベル未満の区域 | ロ 10年以内 | 3年以内 | |
| c | 70デシベルを超え 75デシベル以下の区域 | 10年以内 | 開業時から 5年以内 | |

(備考) 九州新幹線鉄道は、新設新幹線鉄道に該当する。

(2) 本県の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

| 路線名 | 地域の 類型 | 当てはめる地域 |
|---|----------------------------|---|
| 九州新幹線 平成18.10.20 鹿児島県告示1601号 (H18.10.20施行) | I | 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別紙図面に <u>黄緑色で表示する地域（※1）</u> (※1) 都市計画法に基づく 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 都市計画法の用途地域の定めのない地域のうち、 住居の存在する地域 |
| | II | 対象地域のうち、別紙図面に <u>赤色で表示する地域（※2）</u> (※2) 都市計画法に基づく 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |
| | 注) 河川区間、トンネル区間等には当てはめていない。 | |

(備考) 別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所〔出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、鹿児島市〕に備え置いて縦覧に供する。

(3) 新幹線鉄道騒音調査の概要

ア 調査の目的

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、沿線住民の生活環境の保全を図る。

イ 調査機関

一般財団法人鹿児島県環境技術協会が委託により調査実施。

ウ 測定地点

鹿児島市2地点、出水市3地点、薩摩川内市5地点、日置市4地点、いちき串木野市1地点の計15地点で実施。

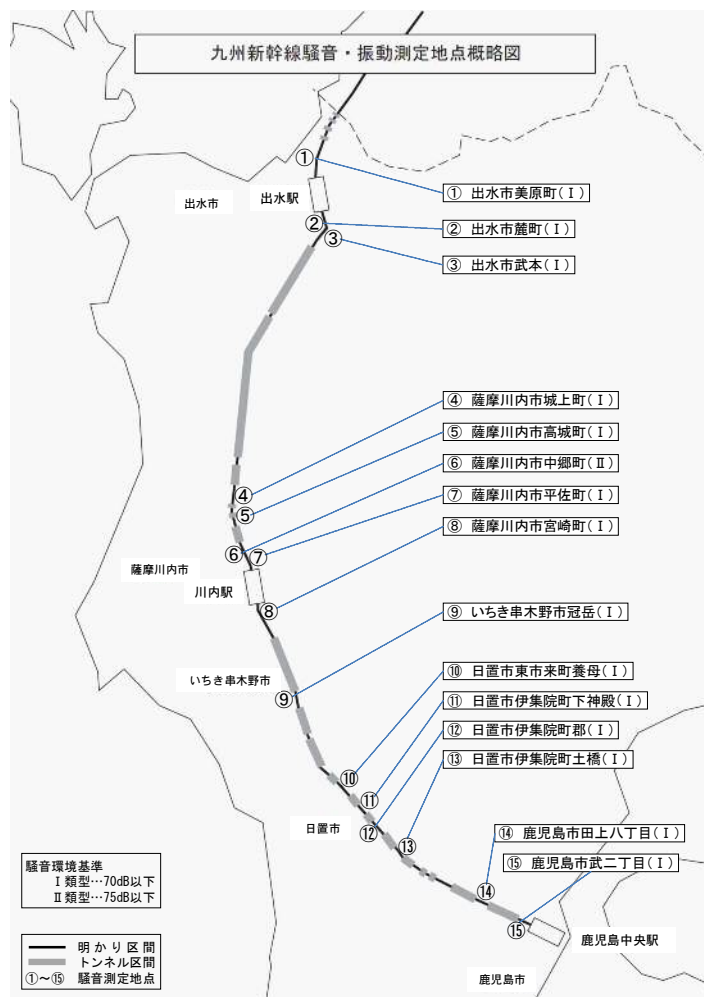
エ 測定期間

平成27年6月19日～平成27年10月22日

オ 測定方法

「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（環境省・平成22年5月）に定められた方法による。

(4) 調査地点



(5) 調査結果

平成27年度は九州新幹線沿線15地点において、環境基準達成状況調査を行った。15地点中9地点が環境基準を達成（達成率60%）した。

単位：デシベル(A)

| 測定地点 | 測定年月日 | 類型（基準値） | 測定結果 |
|------------|-------------|------------|------|
| 出水市美原町 | H27. 10. 6 | I (70 以下) | 69 |
| 出水市麓町 | H27. 10. 7 | | 70 |
| 出水市武本 | H27. 10. 8 | | 68 |
| 薩摩川内市城上町 | H27. 6. 19 | II (75 以下) | 70 |
| 薩摩川内市高城町 | H27. 9. 28 | | 70 |
| 薩摩川内市中郷町 | H27. 6. 29 | | 76 |
| 薩摩川内市平佐町 | H27. 10. 4 | | 67 |
| 薩摩川内市宮崎町 | H27. 9. 23 | I (70 以下) | 69 |
| いちき串木野市冠岳 | H27. 9. 19 | | 72 |
| 日置市東市来町養母 | H27. 10. 5 | | 71 |
| 日置市伊集院町下神殿 | H27. 10. 9 | | 71 |
| 日置市伊集院町郡 | H27. 10. 13 | | 70 |
| 日置市伊集院町土橋 | H27. 10. 14 | | 69 |
| 鹿児島市田上八丁目 | H27. 10. 12 | | 71 |
| 鹿児島市武二丁目 | H27. 10. 22 | | 72 |

(備考) 近接側軌道中心線からの水平距離が25mの地点での測定結果である。